

## 文書名：「講師登録規約 2008年6月3日改訂版」

### 【講師登録規約】

#### 1. 利用申し込み

- ・本規約は、2007年6月3日以降に登録をした講演者・公演者・研修実施者（以下、講師という。）と株式会社イー総研（以下、当社という。）との間の関係に適用します。
- ・また、2007年6月3日以前に登録した講師についても、本規約に定める業務委託手数料と講師登録時の規約に定めた業務委託手数料とで差がある場合には、いずれか低いほうの業務委託手数料を適用するものとします。（弊社手数料の値下げです。）
- ・講師は、本規約の内容を承諾した上で必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。

#### 2. 当社が講演料から差し引く手数料について

**登録・掲載にあたって、講師には一切の料金は発生しません。**

実際に、依頼者からの依頼があり、講演や研修等が成約した場合にのみ、手数料が発生します。講師が当社に振り込みをするという行為は発生しません。講演依頼があり実際に行われた場合の講演料に対する業務委託手数料につきましては、「表-1 業務委託手数料表」のとおりとします。

表-1 業務委託手数料表

講演料（税込み）	業務委託手数料（税込み） （交通機関・ホテル等手配なし）	業務委託手数料（税込み） （交通機関・ホテル等手配有り）
900,000 円以上	講演料の 15%	講演料の 17%
850,000 円～899,999 円	講演料の 16%	講演料の 18%
800,000 円～849,999 円	講演料の 17%	講演料の 19%
750,000 円～799,999 円	講演料の 18%	講演料の 20%
700,000 円～749,999 円	講演料の 19%	講演料の 21%
650,000 円～699,999 円	講演料の 20%	講演料の 22%
600,000 円～649,999 円	講演料の 21%	講演料の 23%
550,000 円～599,999 円	講演料の 22%	講演料の 24%
500,000 円～549,999 円	講演料の 23%	講演料の 25%
450,000 円～499,999 円	講演料の 24%	講演料の 26%
400,000 円～449,999 円	講演料の 25%	講演料の 27%
350,000 円～399,999 円	講演料の 26%	講演料の 28%
103,000 円～349,999 円	講演料の 27%	講演料の 29%
103,000 円未満等の場合	最低業務委託手数料 28,000 円	左記料金 + 2,000 円

交通費・宿泊費は上記の手数料率計算中の「講演料」の中には含みません。別途お支払いいたします。

実際の支払いにあたって個人と法人では、源泉徴収金額の関係で、支払い金額が変わります。

法人の場合

**（講演額 - 当社手数料） + 交通費 = 振込金額**

個人及び法人ではない個人事務所の場合（以下は月額 100 万円未満の例 100 万円を超した分は源泉徴収税率が 20%になります）

**（（講演額 - 手数料） + 交通費） × 90%（源泉徴収 10%） = 振込金額**

何故か交通費からも 10%引いて支払うのがルールとなっていますので、確定申告の際に交

通費を経費として申請して税金を戻していただければと存じます。

(参考：国税庁タックスアンサー<http://www.taxanswer.nta.go.jp/2792.htm>)

### 3. 振込等について

講演料の振込は依頼元からの振込入金確認後に行います。入金確認後、10営業日以内にはお支払いいたします。

### 4. 登録の可否について

登録の可否につきましては、月2回開催される登録委員会にて合議で決定いたします。登録申請を行う前段階で打診していただいても結構です。また、当社側の無知故に失礼になってしまうことがどうしてもございます。できるだけ書面にてこれまでの経歴、著書、講演経験等明確にさせていただきますようお願いいたします。(ただし、最終的には合議になりますので、打診いただいた結果が覆る場合がございますのでご了解のほどよろしくをお願いいたします。)

### 5. 登録を削除するケースについて

- ・ユーザーからの低い評価・コメントがあまりにも多く寄せられた講師につきましては、サイト登録自体を削除させていただく場合がございます。
- ・講演依頼者からの評価で、遅刻や、内容的な面で問題が明らかになった場合に登録を削除させていただく場合がございます。
- ・新興宗教等で宗教性が著しく強い講演、高額の商品・講座・サービス・セミナー等の販売を目的とした講演・研修につきましても、明らかになった時点で、即刻登録を削除させていただきます。
- ・講演内で、著書の販売や類似の研修・類似の講演等をお知らせしたりするのは問題ありません。また、宗教家の方を排除するというわけではありません。
- ・これらの登録削除を行ったことにつきましては、当社側からのお知らせ等はいりません。また、削除の理由等についても開示いたしません。

### 6. 損害賠償の上限額について

- ・損害賠償の上限額は、当社支払い済み代金もしくは30万円のいずれか低いほうの金額とします。

### 7. 当社による登録内容の編集につきまして

- ・登録内容につきましては、お申し出いただいた内容そのままではなく、当社側で編集もしくは一部削除したうえで掲載させていただく場合がございます。ご了解の上でのご登録をお願い致します。

### 8. キャンセル料について

- ・依頼者様側の都合により、予定されていた講演がキャンセルされた場合、一定のキャンセル料を依頼者様側に請求しますが、現実には払ってもらえない場合もございます。依頼者様より回収できなかった場合には、講師にもお支払いしませんのでご了解をお願いいたします。回収できたキャンセル料につきましては全額を講師にお支払い致します。

- ・依頼者側に請求するキャンセル料は下記のとおりです。 キャンセル料・出演(講演)予定日を除く。

予定日から35日前まで：講演料金の78%

36日前から45日前まで：講演料金の60%

46日前から50日前まで：講演料金の50%

51日前から55日前まで：講演料金の40%

56日前から60日前まで：講演料金の30%

#### 9．事務所や芸能プロダクションとの関係について

- ・事務所や芸能プロダクション等に専属契約もしくは専属マネジメント契約されている講師の先生は、事務所・プロダクションを通してご登録いただきますようお願いいたします。
- ・事務所・芸能プロダクションの方へのお願いですが、専属契約もしくは専属マネジメント契約をしていない講師、単なる提携講師等の登録はお断りしております。明らかになった時点で講師との直接契約に切り換えるか、もしくは掲載停止にさせていただきます。

東京都中野区本町 2-27-5  
株式会社イー総研  
代表取締役社長 中村 和夫